

令和 6 年度佐久市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
を図るための方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における市の障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によるものとする。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市が発注する物品等とする。

4 対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項の障害者就労施設等とする。

5 調達を推進する物品等

この方針に基づき、障害者就労施設等からの調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

	種類	具体例
物 品	食料品・飲料	パン、弁当、クッキー、珈琲等
	小物・雑貨	たわし、雑巾、ストラップ、石鹸等
	その他の物品	ファイル等、上記以外の物品
役 務	清掃作業	屋内・屋外清掃、除草作業等
	資源回収	古紙、アルミ缶等回収
	その他の役務	封入・発送、軽作業等、上記以外の役務

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するに当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りながら、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 障害者就労施設等が供給する物品等の情報を収集し、各部局等に情報を提供することにより、可能な限り多くの部局等において、障害者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努めるものとする。
- (2) 物品等の調達に当たっては、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。また、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対して懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。
- (3) 随意契約により調達を行う場合は、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。
- (4) 障害者就労施設等が供給する物品等の情報を市のホームページに掲載し、市民、事業者等に対して情報の提供を行うものとする。

7 調達の目標

令和6年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、10,000千円とする。

8 調達方針及び調達実績の公表

本方針及び令和5年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、市のホームページで公表するものとする。

令和6年5月31日